## 濁り水に伴う損害への補償等申請書

令和5年3月24日

## (宛先) 八千代市事業管理者

## (申請者)

| 住 所  | 〒276-0046<br>八千代市大和田新田 312-5 |
|------|------------------------------|
| ふりがな | やちよ たろう                      |
| 氏 名  | 八千代 太郎                       |
| 連絡先  | 047 ( 483 ) 6587             |

次のとおり申請します。

| <ul><li>被害のあった家屋等の住</li></ul> | :所または所在地(該当するものにチェ) | ックを入れてください。 |
|-------------------------------|---------------------|-------------|
|-------------------------------|---------------------|-------------|

| ☑ 申請者と同じ住所   |
|--|
| ロ その他の住所または所在地   |
| (八千代市  |
| □ 被害のあった施設等の名称や住所(営業補償)  |
| 施設の名称(   |
| 施設の住所(八千代市)  |
| <ul><li>1 機器補償等の内容(該当するものにチェックを入れてください。)</li><li>□水槽清掃(受水槽含む) ☑ 住宅設備の故障(給湯器、浄水器、トイレなど)</li><li>□衣類等の補償 □その他( )</li></ul> |

- 2 機器補償等の被害を証明する書類(該当するものにチェックを入れてください。)
  - ☑ ①領収書、レシートまたは見積書(補償額を確認するため)
  - ☑ ②写真(作業前後、機器の全景と型番、製造年月日がわかるもの・汚損された衣服の写真等)
  - □③修理業者等による修理不能証明書

□④その他( )

<sup>※</sup>上記「機器補償等の被害を証明する書類」のご用意が困難な方はご相談ください。

<sup>※</sup>領収書で内訳がわからない場合は、見積書の写しなど内訳がわかるものを併せて提出してください。

<sup>※</sup>機器故障により本体を交換するなどの場合は、原因が濁り水の影響によるものであることを証明する③修理不能証明書等が必要となります。

| 損害のあった内容(営業 | 業できなかった期間 | 月 | $\vdash$ ~ | 月 | 日) |  |  |
|-------------|-----------|---|------------|---|----|--|--|
|             |           |   |            |   |    |  |  |
|             |           |   |            |   |    |  |  |
|             |           |   |            |   |    |  |  |
|             |           |   |            |   |    |  |  |
|             |           |   |            |   |    |  |  |
|             |           |   |            |   |    |  |  |
|             |           |   |            |   |    |  |  |

- 4. 営業補償の損害を証明する書類(チェックを入れてください)
  - 口前年度の同日の利益がわかる書類(売上や経費がわかる書類)
  - 口直近の月売上等を確認できる資料書類(営業実態の確認)
    - ※その他追加書類が必要な場合があります。

『提出書類』(書類をご確認の上、チェックをいれてください。)

- ☑ 濁り水に伴う損害への補償等申請書(本書)
- ☑ 機器補償等の被害を証明する書類
- ☑ 営業補償の損害を証明する書類(営業補償の場合のみ)
- ☑ 『申請者本人確認書類の写し(コピー)』

申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

☑ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー)をご用意ください。

## 『注意事項』

3 営業補償の内容

- ※本受付は、村上地区等で発生した濁り水に伴う補償申請の一次確認となっております。申請書受付後に査定を行うため、受付受理された場合でも補償対象外となる可能性があります。
- ※提出して頂いた領収書等の詳細については、内容等について発行元に確認する場合があります。
- ※提出していただいた書類は保険会社等へ提供し、目的外の使用は行いません。また、提出していただいた書類は原則としてお返しすることはできません。
- ※補償金のお支払いの際には、後に示談書の締結をいたします。